

高等学校等就学支援金 家計急変制度について

- ・ 制度と申請についての概要をまとめています。
- ・ 基本的には、「家計急変支援申請の手引き」をご家庭でお読みいただき、ご理解いただいたうえで申請して頂く制度となっております。

文部科学省HP（家計急変）

「家計急変支援申請の手引き」をご参照ください。



1. 制度の概要
2. 対象となる家計急変事由
3. 対象となる収入要件
4. 提出するもの
5. 申請スケジュール

1. 制度の概要

◆やむを得ない事由によって家計が急変した場合に、
授業料を支援する制度

【支給限度額：月額33,000円（ただし、授業料額が上限）】

※通常の就学支援金で基準額（月額9,900円）を受給している場合は、差額を支給

家計急変制度を利用するための2つの要件

①対象となる家計急変事由に該当しており、発生日が前々年度の1月2日以降*



②今年の世帯年収が約590万円未満まで減少する予測となる

【*発生日の数え方】

支給月が7月～3月の場合…前々年度の1月2日以降に家計急変事由が発生

支給月が4月～6月の場合…前々々年度の1月2日以降に家計急変事由が発生

例：今年度＝2023年4月～2024年3月の場合、

前々年度とは2022年4月～2023年3月、前々々年度とは2021年4月～2022年3月

→次ページ

対象となる家計急変事由とは？

2. 対象となる家計急変事由

- ◆やむを得ない理由による離職
 - ・会社都合の解雇
 - ・事業の廃止（倒産）
 - ・妊娠出産育児等によるやむを得ない離職 等
- ◆けが、病気により離職または休職し、その後90日以上就労が困難である場合
- ◆その他、被災等による就労困難

対象とならない事由

- ・離婚による収入減
（→通常の制度で保護者変更届出を申請）
- ・定年退職や自己都合退職

→次ページ

対象となる収入要件とは？

3. 対象となる収入要件

2つの要件

① **前年度中の世帯年収が約590万円以上ある**

- ・今回、所得制限のため就学支援金を申請できない家庭
- ・今回、就学支援金を申請しても、月9900円までしか支給されない家庭



② **今年度中の世帯収入が約590万円未満となる**

「家計急変事由発生後3か月分」の収入状況を用いて推計した世帯年収が、約590万円未満相当になる家庭

※前年度中の世帯年収が590万円未満の場合、通常の就学支援金制度でも授業料上限まで支給されるため、家計急変制度は利用しません。通常の就学支援金制度で申請してください。

※世帯収入約590万円はあくまでも目安です。

◆家計急変制度の受給時は、現在の収入状況の確認のため、**毎年1月と7月に直近6か月分の収入状況を県に届出する必要があります。**

収入が回復する見込みとなった場合は、必ず「収入回復届出」を提出して、支給終了となります。

→次ページ

申請方法（提出物）について

4. 提出するもの

1：事由を証明する書類

やむを得ない理由による 離職	離職票、廃業届、母子健康手帳等
けが、病気の療養による 就労困難	診断書等
被災等による就労困難	新型コロナの公的支援の証明書等

2：収入要件を証明する書類

給与明細、年金振込通知書、帳簿等

※受給資格申請時は、家計急変事由発生後の直近3か月分
(例：4月に申請する場合、5月～7月分の給与明細)

※7月と1月の収入状況届出時は前6か月分 (例：7月に届出する場合、1月～6月分の帳簿)

→次ページ
申請のスケジュール

5. 申請スケジュール

※既に通常の就学支援金（基準額）を受給している場合は「保護者等情報変更届出（家計急変）」

事由
発生

受給資格申請*

- ・ 申請書（今後オンラインになる可能性あり）
- ・ 家計急変事由証明書類
- ・ 収入証明（3か月分）

学校へ提出

【学校】 受付・内容確認

県へ提出

【県】 審査・決定・支給

学校を通して保護者へ

7月／1月

収入状況届出

- ・ 届出書（今後オンラインになる可能性あり）
- ・ 収入証明（6か月分）

学校へ提出

【学校】 受付・内容確認

県へ提出

【県】 審査・決定・支給

年2回（7月／1月）
に収入状況確認